

福井県文書館の設置経緯と今後の課題について

福井県文書館 平野 俊幸

はじめに

福井県文書館は、去る平成15年2月1日に都道府県では28番目の文書館（公文書館）として開館しました。これまでの準備の過程で、会場にいらっしゃる皆様をはじめ、多くの方々にお世話になりましたことを、ここで改めてお礼申し上げます。

さて、福井県文書館の特徴を所蔵資料で述べますと（これは福井県文書館の位置づけにも影響されることですが）、福井県では戦災と昭和23年に発生しました福井地震による震災のため、現存する戦前の公文書が100冊に満たない非常に乏しい状況であることが特徴としてまず言えます。それと関連するのですが、昭和53年度から平成9年度まで続けられました福井県史編さん事業におきまして福井県内外に現存する資料をマイクロフィルムで撮影するという形で県史編さん資料の収集が行われたことが、二つ目の特徴にあげられます。

このような特徴をもつ福井県文書館が、どのような経過をたどって設置されたかについて、若干述べたいと思います。

1 福井県公文書公開条例の制定と福井県立公文書館（仮称）構想

福井県文書館の設置に至る経過の中で、大きく三つの転機がありました。

まず、一つ目は、公文書公開条例の制定、いわゆる都道府県における情報公開制度の成立が、文書館（当時は、県立公文書館（仮称）と申していました。）設置の契機となりました。

福井県では、昭和60年の福井県情報公開懇話会の設置を機に公文書公開条例について検討がなされ、同年10月に報告書がまとめられました。福井県公文書公開条例自体は、翌昭和61年10月1日付けで施行されましたが、この情報公開懇話会の報告書の中で、公文書館の設置の必要性について述べられたのが端緒であったといえます。

この報告書を受ける形で、昭和61年5月には福井県立公文書館基本構想策定委員会が設置され、同年11月に基本構想報告書が提出されました。この基本構想報告書においては、福井県立公文書館（仮称）の目的は、「公文書の統一的な管理と、利用しやすい検索システムの確立」および「県民共有の財産として後世に残していくこともあわせ考えた公文書の保存」ということが想定されており、基本構想における公文書館像は、あくまでも現用の公文書を主たる対象とした公文書公開のための文書を管理する施設とし

て構想されたものでした。この背景には、昭和56年11月に完成した現福井県庁舎には、公文書を集中管理するための文書倉庫が設けられましたが、その規模は約360㎡しかなく、公文書公開のために文書管理が徹底することにより手狭となることが明らかであり、文書倉庫機能の拡充が課題となっていたという点があげられます。

しかし、この基本構想は、国における公文書館法の制定に伴い、大きく変更を余儀なくされました。これが二つ目の転機となります。公文書館法は昭和62年に制定され、翌63年6月1日付で施行されましたが、同法第2条において公文書館で対象となるのは「公文書その他の記録（現用のものを除く。）」とされ、現用公文書は公文書館の対象外であることが明記されました。本来、すべての公文書を現用のまま保存して、すべて情報公開制度のもとで対応するという方法も考えられなくはないのですが、福井県の公文書館の基本構想が具体化されるまさにその時に、福井県が基本構想上に描いた現用公文書を中心にした収集、保管に力点を置いた県立公文書館（仮称）と、公文書館法上に描かれた現用公文書を取り扱わない公文書館像が真っ向から対立する事態が生じたわけです。まさにタイミングが非常に悪かったわけで、当時の地元新聞には、2つの公文書館像の間で悩む県の担当課長のコメントが掲載されております。昭和62年は、知事が交代した時期にも当たりましたが、この2つの公文書館像の相違を埋められないまま、福井県における公文書館基本構想は、具体化に一歩進みかけたところで凍結（中断）という状況に至ったのでした。

2 福井県史編さん事業と文書館設置要望

さて、一方、福井県文書館が所蔵する資料の

一方の核である福井県史編さん資料についてですが、これに関わる福井県史編さん事業は次のような経過をたどって福井県文書館につながってゆきました。

福井県史編さん事業は、昭和53年度から平成7年度まで（整理事業を含めると平成9年度まで）実施され、資料編17巻（19冊）、通史編6巻（6冊）、図説編、年表編、索引・県史編さん記録編がそれぞれ発刊されました。この中で、古代から近現代に至る資料の収集につきましては、戦災と震災により県内では多くの歴史的資料を失っていたことから、県内外の約1,500家（機関）からマイクロフィルム230万コマ（約16万点）を撮影する形で収集いたしました。それは、複製本にして約2万冊分になりました。

ところで、これら県史編さん事業で収集した資料の移管につきましては、福井県の県史編さん事業が、組織上、総務部文書学事課県史編さん係として発足し、その後県史編さん室として独立し（後に県史編さん課と改称。）、最終的には組織が縮小して文書学事課県史資料係として県史編さん事業の終焉を迎えましたが、一貫して知事部局にあったこと。そして、その後は間を空けることなく、翌平成10年には、それまで文書館整備の準備をしていた文書管理係と県史編さんの役割を終えた県史資料係とを再編する形で、文書学事課公文書館建設準備グループ（平成14年度には文書学事課文書館建設準備グループと改称。）として発足することができたこと。ついでに申し上げますと、現用の公文書を管理する文書管理係および情報公開に対応する情報公開室とは同じ文書学事課という組織の中に存在しておりましたので、一つの課の中で文書館準備のための連携がスムーズに行うことが可能であったこと。こういった点が、福井県における特徴であったと思われます。

なお、地元における歴史団体からの文書館設置へのいわゆる“下からの後押し”というものは、残念ながら、福井県においては、県内の多くの研究者が県史編さん事業に動員された結果、地元研究団体による独自の文書館設置運動への余地は少なかったということも特徴としてあげられます。

3 福井県立公文書館（仮称）計画の再開

三つ目の転機は、図書館との併設館構想でした。昭和54年に建設された旧福井県立図書館は、蔵書数の増加からすでに狭隘化しており、敷地に増築する余地もなかったため、移転新築が課題となっておりました。一方、昭和62年に公文書館の建設が凍結されて以降、文書学事課では単独館での設置を検討していたわけですが、なかなか単独館での設置は困難が予想されました。このため、他県の併設館の事例から、文書学事課長から図書館を所管する教育庁生涯学習課長に対して、図書館の移転新築の際に公文書館を併設することを平成5年8月に申し入れました。このことが、翌6年7月の政策ヒアリングで知事から公文書館と図書館とを併設で進めるよう指示を受け、平成7年度の公文書館（仮称）基本計画の策定につながったのでした。

公文書館（仮称）基本計画においては、福井県立公文書館（仮称）を「歴史的文化的価値を有する公文書・古文書などを県民の共通財産として、安全な状態で保存し、適切な利用と調査研究を行い、県民が県政と郷土の歴史を知る機会を提供し、文化の発展に資する」ための施設として位置づけ、公文書館のあり方としては次の3点があげられました。(1)歴史的文化的価値を有する公文書・古文書等を保存し、閲覧に供するとともに、関連する調査研究や普及活動を行うことを目的とする。(2)公文書等を県民が適

切に利用でき、理解を深め、文化の振興に資するため、保存、閲覧、展示、研修会、講演会、調査研究等を行う。公文書等について歴史的文化的価値に通じた専門職員を配置する。(3)県史編さん事業の基礎作業として集められた福井県の歴史の解明のため極めて重要な資料類を引き継ぐとともに、さらに資料充実に努める。

そして、公文書館（仮称）基本計画には、基本構想の時のような現用公文書の保管庫のような発想はなくなり、保存年限を満了して廃棄手続きを経た非現用の公文書を収集対象とするという公文書館法に沿ったものであることが明確となりました。

4 福井県文書館の建設から開館まで

こうして、公文書館（仮称）基本計画を受ける形で建設工事が具体化されましたが、昭和61年の基本構想策定から10年が経過していました。併設される図書館と合わせた建築の基本設計が平成9年度に、同じく実施設計が平成10年度に策定され、埋蔵文化財発掘と土地造成を経て、平成12年11月9日に着工し、約20か月を経て平成14年8月末には建物、11月末には外構部分が竣工し、平成15年2月1日に開館を迎えました。

なお、「福井県文書館」という正式名称が決定したのは、次のような経緯をたどりしました。基本構想時に公文書館（仮称）と命名された理由は、「本県の方向である現用公文書を中心に集めるという目的、機能に着目すると文字どおり『公文書館』とするのが、施設の内容を示すもっとも適当な名称である。」と考えられていたのでした。これに対して、公文書館法は現用公文書が対象外になりましたので、それに対応して「取り扱う文書は、歴史的価値を有する公文書とともに、県史編さん事業で収集した古文書

等も大量に含まれているため、できる限り施設の内容に忠実な名称としたい。」ということになり、福井県文書館（ぶんしょかん）という名称になったわけです。

おわりにかえて

—開館した福井県文書館の残された課題—

最後に、福井県文書館の残された課題について簡単に述べますと、一つは併設する図書館との関係があります。どのように併設する図書館と収集する資料（特に、郷土資料としての古文書の原本および行政刊行物などがあります。）の住み分けを行い、どのように連携して県民のためのサービスを展開していくかという点がまずあげられます。

次に、文書館として、公文書をどのように収集し、整理し、公開していくかにつきましても、開館後のこれからが本格的な作業が始まることとなります。特に、福井県におきましては、公文書の収集に関する権限は文書館長が有していますが、公開に関しての権限は、本庁の文書学事課長が決裁権限を有しているということになっておりますので、その成否につきましても、これから皆様にも見守られながら、順次進めていくことになろうかと思われまます。